

一 新型コロナウイルス感染症発生に関する事実

- （1）新型コロナウイルス感染症の特徴
- （2）感染拡大防止のこれまでの取組
- （3）ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化
- （4）医療提供体制の強化
- （5）令和3年9月の感染収束

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- （1）医療体制の強化 : 今後、感染力が2倍になった場合にも対応できるように、入院を必要とする方が、確実に入院につながる体制を整備
- （2）ワクチン接種の促進 : 2回目接種が完了から、原則8か月以上経過した追加接種対象者のうち、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、体制を確保
- （3）治療薬の確保 : 今冬をはじめ中長期的な感染拡大においても、軽症から中等症の重症化リスクを有する者が確実に治療を受けられるようにするため、複数の治療薬（中和抗体薬、経口薬）を確保
- （4）感染防止対策 : 緊急事態措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限等の感染防止策を講じる。他方、経済社会活動を継続できるよう取り組む。緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- （1）情報提供・共有 : 3密回避、マスク着用など国民に対する行動変容に資する啓発を推進等
- （2）ワクチン接種 : 12月から追加接種を開始。12歳未満の子どもに対するワクチン接種について、厚生科学審議会で議論し接種開始。追加接種対象者のうち、希望する全ての方が接種を受けられるよう体制を確保
- （3）サーベイランス等 : 患者等情報を関係者で共有するシステムによるデータ分析等
- （4）検査 : 感染拡大時に要請に基づき、検査を受けた場合の費用を無料とできるよう支援等
- （5）まん延防止 : 飲食、イベント、外出・移動等の行動制限、学校・職場における取組等
- （6）水際対策 : 検疫、査証の制限等の措置等を引き続き実施等
- （7）医療提供体制の強化 : 病床の確保、臨時の医療施設の整備、自宅宿泊療養者への対応、医療人材の確保等
- （8）治療薬 : 治療薬の供給の確保や開発の加速等
- （9）経済・雇用対策 : 経済対策による経済・雇用対策
- （10）その他 : 偏見・差別等への対応、社会機能の維持等